

滋賀県高等学校就職問題検討会議設置要綱

1 設置目的

高等学校から職業生活への円滑な移行を図り、もって、若年期に適切なキャリアを形成し、産業界の基幹的な人材として活躍できる環境が担保されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡、検討、協議等を行うために「滋賀県高等学校就職問題検討会議」（以下「県検討会議」という。）を設置する。

2 検討事項

県検討会議は、その目的を達成するため次の事項について検討を行う。

- (1) 応募・推薦方法のあり方について
- (2) 高等学校卒業者の就職支援について
- (3) その他

3 構成

- (1) 県検討会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 県検討会議の議長は、滋賀労働局職業安定部職業安定課長が務める。
- (3) 県検討会議は、2に掲げる事項について調査等を行うため作業部会を設置する。
- (4) 作業部会は、委員が所属する機関の担当者をもって構成する。

4 運営

- (1) 県検討会議は、議長が必要に応じて招集、運営する。
- (2) 作業部会の会議は、事務局長が必要に応じて招集し、その結果については事務局長が県検討会議において報告する。

5 議事の公開

- (1) 県検討会議で協議された申合せ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表する。
- (2) 県検討会議の議事については、原則として公開するものとし、事務局長は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずる。

6 事務局

- (1) 県検討会議の事務局は、滋賀県教育委員会事務局高校教育課及び滋賀労働局職業安定部職業安定課において取り扱う。
- (2) 県検討会議の事務局長は、滋賀県教育委員会事務局高校教育課長がこれにあたる。

7 その他

この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は県検討会議において定める。

附則

この要綱は平成14年5月24日から施行する。

この要綱は令和2年6月24日から改定する。

この要綱は令和5年1月19日から改定する。

この要綱は令和6年4月1日から改定する。

この要綱は令和7年2月12日から改定する。

別 表

滋賀県高等学校就職問題検討会議 検討委員

一般社団法人 滋賀経済産業協会 専務理事

滋賀県中小企業団体中央会 専務理事

滋賀県進路保障推進協議会 会長 ((併) 滋賀県高等学校等進路指導研究会 会長)

滋賀県進路保障推進協議会事務局 事務局長

滋賀県高等学校等進路指導研究会 就職部会長

滋賀労働局職業安定部 職業安定課長

滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課長

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課長

滋賀県教育委員会事務局 高校教育課長